

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字部古 3294（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 1051 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。
平成 19 年 12 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市日奈久新田町字天神迫 2241、2243、2252 の 2、2253、2335、2342 から 2345 まで、2348、2349 の 2、2350 の 1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字天神迫 2349 の 2、2241・2253・2335・2350 の 1（以上 4 筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 1052 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。
平成 19 年 12 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県八代市泉町栗木字葛根平 3928、3942
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県八代地域振興局並びに八代市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 1053 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。
平成 19 年 12 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡小国町大字下城字白岩 4112 の 2、4114 の 2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字白岩 4112 の 2・4114 の 2（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本

県阿蘇地域振興局並びに小国町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 1054 号

熊本県木材業者及び製材業者登録条例（昭和 34 年熊本県条例第 36 号）第 5 条の規定により、木材業者を次のとおり登録した。

平成 19 年 12 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

(木材業者の登録)

登 録 年 月 日 登 録 番 号 (摘 要)	住所及び氏名 (法人にあっては 所在地、名称及び代表者の氏名)	業 態	主な 取扱材
平成 19 年 11 月 21 日 A10434 (新 規)	球磨郡五木村甲 4351-10 坂口福市	素材生産	素材

熊本県告示第 1055 号

熊本県木材業者及び製材業者登録条例（昭和 34 年熊本県条例第 36 号）第 7 条の規定により、木材業者の登録を次のとおり書き換えた。

平成 19 年 12 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

(木材業者登録の書き換え)

書 換 年 月 日 登 録 番 号	住所及び氏名 (法人にあっては所在地、 名称及び代表者氏名)		変更の理由
	変更前の登録事項	変更後の登録事項	
平成 19 年 11 月 14 日 A02112	下益城郡富合町南田尻 185-3 有限会社川尻木材センター 富家祐平	下益城郡富合町南田尻 185-3 有限会社川尻木材センター 富家浩平	代表者の変更

熊本県告示第 1056 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

平成 19 年 12 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

指定自立支援医療機関（精神通院医療）の名称及び所在地	開設者の名称及び所在地	指定年月日
イレブン調剤薬局 薬園店 熊本市薬園町 4 番 5 号	株式会社 イレブン調剤 福岡県大野城市川久保一丁目 2 番 1 号	平成 19 年 12 月 1 日
はらだ調剤薬局 八代市萩原町二丁目 11 番 2 号	有限会社 はらだ調剤薬局 八代市萩原町二丁目 11 番 2 号	平成 19 年 12 月 1 日
すみれ調剤薬局 鹿本郡植木町一木 173 番地 3	有限会社 ファーウェル 鹿本郡植木町一木 173 番地 3	平成 19 年 12 月 1 日
セントケア訪問看護ステーション熊本 熊本市長嶺南四丁目 11 番 126 号	セントケア熊本 株式会社 熊本市長嶺南四丁目 11 番 126 号	平成 19 年 12 月 1 日
阿蘇郡市医師会立訪問看護ステーション 阿蘇市黒川 1178 番地	社団法人 阿蘇郡市医師会 阿蘇市黒川 1178 番地	平成 19 年 12 月 1 日

公 告

熊本県公告第 1002 号

県営十町地区(第 1 工区)経営体育成基盤整備事業施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 12 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成 19 年 12 月 18 日から
平成 20 年 1 月 22 日まで
- 2 縦覧の場所 和水町三加和総合支所
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第 1003 号

県営十町地区(第 2 工区)経営体育成基盤整備事業施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 12 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成 19 年 12 月 18 日から
平成 20 年 1 月 22 日まで
- 2 縦覧の場所 和水町三加和総合支所
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第 1004 号

県営十町地区(第 3 工区)経営体育成基盤整備事業施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 12 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成 19 年 12 月 18 日から
平成 20 年 1 月 22 日まで
- 2 縦覧の場所 和水町三加和総合支所
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

登 載 依 頼

熊本県環境影響評価審査会公告第 3 号

熊本県環境影響評価審査会の会議を、次のように開催する。

平成 19 年 12 月 17 日

熊本県環境影響評価審査会会長 北 園 芳 人

- 1 開催日時
平成 19 年 12 月 25 日(火)午後 1 時から午後 5 時 30 分まで
 - (1) 株式会社八木運送 植木安定型最終処分場拡張事業(開始予定時刻:午後 1 時)
 - (2) 塩屋漁港広域漁港整備事業(開始予定時刻:午後 3 時 20 分)
- 2 開催場所

- 熊本県庁行政棟新館 2 階多目的 AV 会議室
- 3 審議内容
- (1) 「株式会社八木運送 植木安定型最終処分場拡張事業」環境影響評価準備書について
- (2) 「塩屋漁港広域漁港整備事業」環境影響評価準備書について
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
- (1) 会議当日、当該会議の会場において整理券の配布を行うので、傍聴希望者は、各審議開始予定時刻の 30 分前までに集合すること。
- (2) 傍聴の手続は先着順で行うが、傍聴希望者が多数ある場合は抽選を行うことがある。
- (3) 傍聴決定者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- 6 問合せ先
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県環境生活部環境政策課環境審査班
電話 096-333-2264

熊本県消費生活審議会の開催について

熊本県消費生活審議会を次のとおり開催します。
なお、当該審議会の傍聴手続は、次のとおりです。
平成 19 年 12 月 17 日

熊本県環境生活部長
村 田 信 一

- 1 開催日時
平成 19 年 12 月 18 日 (火)
午前 10 時から正午まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁行政棟本館 5 階「審議会室」
- 3 議事
- (1) 会長・副会長選任について
- (2) 熊本県消費生活条例の改正について
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、氏名、住所を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入ってください。
- (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県消費生活審議会事務局 (熊本県環境生活部食の安全・消費生活課)
(電話 096-333-2291)

正 誤

平成 19 年 11 月 30 日熊本県告示第 1007 号 (公有水面埋立免許の出願) 中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
3	20	並びに字村下 250 の 2	並びに 250 の 2
4	1	83 の 16、字村下 250 の 2	83 の 16、250 の 2
4	2	並びに字泊 50 の 3	並びに 50 の 3

